

## 鳥取県企業自立化支援資金制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等の経営に必要な運転資金及び設備の設置に必要な資金の確保を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

### (融資対象者)

第3条 この資金の融資の対象となる者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等とする。

### (融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金及び設備資金									
融資限度額	1億円									
融資期間	運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。）									
融資利率	年2.25パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。										
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

### (融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、企業自立化支援資金融資申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した後、指導票（様式第2号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

### (融資の内定と実行)

第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

### (融資実行の報告)

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は県とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度の貸付けから適用する。
- 2 この要綱の実施以前に行われた「鳥取県中小企業経営健全化資金」、「鳥取県中小企業設備資金」、「鳥取県観光開発促進資金」、「鳥取県港湾等利用促進資金」の融資について、県は金融機関に対し、預託による資金措置を実施し、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。
- 3 この要綱の実施以前に行われた、「鳥取県観光開発促進資金」に係る事業認定分については、従前の要綱に基づく条件で対象企業者へ融資を実行し、金融機関に対しては預託による資金措置を実施し、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度の貸付けから適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、同日の貸付けから適用する。
- 2 平成 19 年 10 月 1 日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 7 月 30 日から施行し、令和元年 8 月 1 日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。